

令和3年度
秋田市文化振興助成事業

市民の文化活動を 応援します！

秋田市では、「秋田市文化振興基金」を設置し、市民の皆さんの自主的な文化活動に対し、事業費の一部を助成しています。募集部門は、次の2部門です。

	1 一般助成事業	2 ヤングクリエイター助成事業
対象事業	広く一般市民に公開され、本市文化の向上に寄与すると認められる事業 * 毎年同規模で行われている事業は、周年記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや、新たな企画で事業の見直したものを除き、原則として助成対象外となります。	若者による広く一般市民に公開され、本市文化の向上に寄与すると認められる事業 * 過去に3回助成対象となった毎年同規模で行われている事業は、周年記念的な事業等、内容・規模において例年の活動を上回るものや、新たな企画で事業の見直したものを除き、原則として助成対象外となります。
年齢制限	特になし	個人：18歳以上40歳未満の方 団体：18歳以上40歳未満の方が過半数の団体
助成金の率 助成額上限	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の2分の1以内 (上限30万円)	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内 (上限20万円)
助成対象経費	出演料、講師謝金、舞台・設営費、宣伝費、通信運搬費など、事業に直接要する経費です。 * 団体の運営や団体の構成員に係る経費など、対象とならない経費もあります。【裏面参照】	
交付決定	秋田市文化振興審議会にて審議をし、助成金の交付の可否および助成金額を決定します。 * 審議結果によっては採択されない場合もあります。	
その他	他の機関(国・県等)からの助成等があるもの、宣伝・営利等を目的とするものなど、対象とならない事業もありますので、詳しくはお問い合わせください。	

※文化事業の実施に当たっては、国、秋田県又は利用する施設等が定めている新型コロナウイルス感染症対策などについて、十分に留意くださるようお願いいたします。



文化振興助成事業を活用してみませんか!



募集期間：令和3年2月1日(月)～3月5日(金)

<これまでの事業例>

- ◎学術に関する講演会・シンポジウムの開催
- ◎芸術に関するコンサート・展覧会・演劇の開催 …など

★問い合わせ・申請書の提出先

秋田市観光文化スポーツ部文化振興課 振興担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1

電話 018-888-5607 FAX 018-888-5608 E-mail ro-edcl@city.akita.lg.jp

ホームページ 秋田市公式HP(<https://www.city.akita.lg.jp/index.html>)より広報ID検索「1002416」

※ 募集要項、申請書は秋田市公式HPからダウンロードできます！

お気軽にお問い合わせください!



* 本事業の実施は、市議会における令和3年度予算の議決をもって正式に決定します。予算の成立状況等により、変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【参考】交付対象経費について

交付対象経費は、令和3年度内に事業を行うために直接必要な経費です。
対象となる主な経費の例は、次の通りです。詳しくは、お問い合わせください。

交付対象経費	具 体 例
出演料・謝金	出演者報酬、講師謝金、事業協力者謝金等
旅費	出演者や講師の交通費、宿泊費
会場費	会場使用料、会場附属設備使用料(本番および本番と規模・会場等を同じくするリハーサル)
舞台費・設営費	大道具、小道具、衣装、照明、音響、映像、楽器借料、調律料、会場設営・撤去費、展示工作費、機材借料等
宣伝費	広告宣伝費(新聞、雑誌等)、看板制作費等
印刷製本費	書籍印刷、パンフレット(プログラム)、ポスター等(単価・部数を記載)
記録費	録画・録音・写真費(活動成果として記録するものに限る)
通信運搬費	機材運搬、作品搬入・搬出、連絡経費(電話代を除く)
その他	上記以外で特に必要と認められる経費(著作権使用料、入場券販売手数料等)

なお、交付対象外経費は秋田市文化振興事業助成金交付要綱第3条より、以下のとおりです。

交付対象外経費	具 体 例
団体の運営に係る経費	内部講師(申込団体の構成員)にかかる経費など
団体の構成員の人件費および謝礼等に係る経費	助成申請者・申請団体の構成員にかかる交通費・宿泊費、駐車料金、ガソリン代など
会議等の開催に係る経費 (会場費、飲食代等をいう。)	会議等に伴う経費(会議会場費、パーティー開催費、交通費等) など
賞金、賞品、記念品等に係る経費	記念品代、花束代、コンクールなどの賞金代・賞品代など
伝統文化又は民俗文化の保存目的以外の備品購入に係る経費	助成申請する事業以外でも使用できる備品の購入など
前各号に掲げるもののほか、助成事業以外の事業に要する経費と識別することが困難な経費	礼状通信など

